

平成29年度 第1回鶴岡市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年9月28日（木） 14：00～
- 会 場 鶴岡市クリーンセンター 研修室
- 議 事
 - (1) 会長・副会長の選任について
 - (2) 平成28年度事業概要について
 - (3) 平成29年度主要事業について
 - (4) 鶴岡市の大気等環境保全状況について
 - (5) 鶴岡市生物多様性地域戦略（案）について
 - (6) 第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（案）について
- 出席委員

俵谷圭太郎、古山隆、小谷卓、田中芳昭、相澤義継、高橋佳志、菅原眞一、平親義、菅原勝、本間文夫、宮崎重美、水野重紀
- 欠席委員

平山明由、佐藤司、伊藤淳、佐藤修、深野修一
- 市側出席職員

市民部長 佐藤茂巳、市民部環境課課長 東海林敦、同課長補佐 富樫昌明、
同専門員 井上崇、同主事 木村光希、同主事 佐藤英世
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人
- 会議録

事務局	<p>本日はお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、環境課長の東海林と申します。それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただ今から平成29年度第1回鶴岡市環境審議会を始めさせていただきます。では、次第に従いまして進めさせていただきます。始めに挨拶を市民部長の佐藤がさせていただきます。</p>
事務局	<p>市民部長の佐藤でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。皆様、本日はご多用のところ本審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から環境行政のみならず市政各般にわたり、ご支援ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。本日の審議会は今年度初めての開催となりますが、委員任期が昨年3月をもって満了したことから、4月に改めてご委嘱させていただきました。来年度までの任期となりますがよろしくお願いを申し上げます。さて、近年は人間の生活や生産活動からの環境負荷が、自然の浄化能力や復元能力を超えて増大し、地球温暖化や環境汚染に拍車をかけて地球環境に影響を及ぼしております。こうした中、本市におきましては環境行政のマスタープランとなる鶴岡市環境基本計画に基づいて、地域環境から地球温暖化対策に至るまでの環境保全等に関する施策を、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、連携して取り組んでいるところでありまして、特に、本市の豊かな自然環境や生活環境につきましては、そ</p>

	<p>の環境を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくことが重要な責務と考えております。本日は、今年度策定する鶴岡市生物多様性地域戦略、また、第3次となります鶴岡市地球温暖化対策実行計画の概要についてご説明をさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>では、3. 議事に入らせていただきます。最初に、本会議の成立につきまして事務局から報告させていただきます。</p>
事務局	<p>事務局から報告いたします。会議の成立につきましては、環境審議会条例第6条第2項に、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない、と規定してあります。本日は17名の委員中、12名のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告させていただきます。続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしましたのは、次第と平成29年度第1回鶴岡市環境審議会資料の二つです。そして、本日配布しましたのが、鶴岡市生物多様性地域戦略（案）と第2次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（案）、です。</p>
事務局	<p>では、次第に従いまして進めさせていただきます。3. 議事の(1)会長・副会長の選任について、に入らせていただきます。まず、次第の資料の3ページ鶴岡市環境審議会条例をご覧ください。条例第4条（任期）に、委員の任期は2年、と規定しております。今年度から来年度まで2年間の委員を委嘱させていただきます。つきましては、現在、会長、副会長が不在となっておりますので、皆様に会長と副会長の選任をお願いするものです。選任の方法についてお諮りします。第5条第1項に、委員の互選によりこれを定める、と規定されていますが、会長、副会長の選任につきましていかが取り計らいましょうか。ご提案がございましたらよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>事務局案があれば提案して頂きたいと思えます。</p>
事務局	<p>事務局案提案という声がございましたので、事務局から提案させていただきますよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>意義なし</p>
事務局	<p>では、事務局から提案させていただきます。</p>
事務局	<p>会長及び副会長について提案いたします。会長を、山形大学農学部の俵谷委員、また、副会長を、鶴岡工業高等専門学校の佐藤委員にお願いしたいと思えます。尚、副会長候補の佐藤委員は本日欠席しておりますが、副会長として提案させていただく事の承諾を頂いております。</p>

事務局	<p>ただ今の事務局案について、ご了承が頂けましたら、皆様の拍手をお願いしたいと思います。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">一同、拍手</p>
事務局	<p>有難うございます。それでは、会長を俵谷委員、そして、副会長を佐藤委員にお願いいたします。では、就任されました俵谷会長からは会長席にご移動いただきまして、ご挨拶を頂戴したいと思います。</p>
会長	<p>ただいま会長に選出されました山形大学農学部 俵谷圭太郎でございます。至らない点もあるかと思いますが、会長を引き受けたいと思います。これから 2 年間の任期の間、皆様どうぞ宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>有難うございました。それでは、以後の議長につきましては、条例第 6 条第 1 項の規定によりまして会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>議事に入ります。議事の(2)平成 28 年度事業概要について、(3)平成 29 年度主要事業について、関連がありますので、事務局から一括説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局からご説明を申し上げます。お手元にあります平成 29 年度第 1 回鶴岡市環境審議会資料をご用意頂きたいと思っております。そちらの 1 ページ目からご説明します。失礼ですが座って説明したいと思います。平成 28 年度事業実績を(1)から(6)の 6 項目で記載しております。(1)環境総合対策の①鶴岡市環境審議会は平成 28 年度 8 月 3 日に開催したところでございます。会議の内容としましては、当年度の事業概要のほか 2 つのガイドラインの策定に関してご審議をいただいたところでございます。次の②環境影響評価等につきましては、市で行われるさまざまな事業に関しまして自然環境及び生活環境の両面にわたる保全対策を行うという趣旨のものがあげられております。現在は主に再生可能エネルギー供給施設に関わるものが対象となっております。アの環境アセスメントに関しましては環境影響評価法に定めるアセスメントが鶴岡八森山風力発電事業に関して進められております。こちらの方に関係市町村として協力をしております。イの再生可能エネルギーに関するガイドラインに関しましては、ガイドライン 2 つを昨年の環境審議会でご審議をいただいた結果として、平成 29 年 3 月 31 日で定めたというものでございます。再生可能エネルギーに関しては、ある程度大規模な事業の適切な実施を促すために、市として独自にガイドラインを定めたというものでございます。一つ目が設置に係る基本ガイドラインで、再生可能エネルギーの全般に係るガイドラインでございますし、2 つ目が風力発電施設の設置等に係るガイドラインでございます。それから③の環境保全協定に関しましては、具体的な事業所が稼働を開始する際に、環境基本条例</p>

第 12 条に基づいて必要が有ると認められた場合に、環境保全に関する協定を締結するものです。2 箇所の締結事業所は櫛引地区の鶴岡バイオマスに関わるものでございます。1 箇所は木質チップを製造する事業所、もう 1 箇所は木質チップを原料として発電する事業所として、平成 28 年 4 月 1 日に締結しております。次に(2)地球環境対策について大きくまとめております。①地球温暖化対策実行計画を鶴岡市で定めております。第二次実行計画を平成 24 年度から平成 28 年度の 5 ケ年を計画期間として定め、鶴岡市として温室効果ガスの排出量の削減対策を行っているところです。平成 28 年度は平成 22 年度比で 7.35%削減の実績でございまして目標値を超える削減を維持しております。②に関しましては、省エネ法に基づく事業を書いております。③以降は具体的な地球温暖化対策の事業でございまして、③グリーンカーテンの普及促進に関しましては、市役所の本所及び各庁舎で設置をしておりますし、ゴーヤと朝顔の種などを毎年無料配布しまして、市民のグリーンカーテンコンテストを実施して、環境フェアつるおかの会場で表彰しているというものでございます。④エコドライブ教室の開催に関しましては、環境にやさしい運転方法の普及を図るものでございまして、従来から市職員を対象とした教室を開催しております。また、平成 27 年度からは、山形県自動車公益センターのご協力を頂きまして環境フェアつるおかのイベントとして一般市民向けの講習を実施しております。⑤地球温暖化防止対策の意識啓発に関しては、主に県が行っている対策事業への協力及び普及啓発の実施でございまして、これは環境省の補助事業で湯野浜温泉のホテル旅館などが主体となって実施した事業でございまして、湯野浜温泉の未利用熱を活用して大規模な CO2 の排出削減を行ったものです。基本的には環境省の補助を受けて行った事業ですが、この事業実施に対しては県のご支援も頂きながら、市としても支援したところでございます。これにより地球環境保全に貢献したと同時に、先進的な環境対策を行う温泉地としてのイメージ向上とブランド創出、それから温泉のインフラ整備にも繋がり観光面での効果も上がることから民間事業者の方々の積極的な取り組みをいただいたところでございます。(3)資源エネルギー対策、①地域エネルギービジョン推進事業、ア再生可能エネルギー設備普及促進補助金については、市民、事業所においては事業活動と関わりのない使用目的で設置する小規模な再生可能エネルギー設備の補助金を交付している実績です。太陽光発電設備と木質バイオマスの熱利用設備の設置工事に対する補助金となっております。イ小水力発電普及促進事業補助金は、鶴岡工業高等専門学校さんと市内の事業所等がグループを作って行う研究事業に対するに補助金でございまして、小型マイクロ水車を 1 基設置しております。②市有施設等への再生可能エネルギー設備の導入については、平成 28 年度に環境省の補助事業を活用して防災拠点施設となる小、中学校 4 校に太陽光発電設備と、蓄電設備を整備する事業でございまして、平成 29 年度に予算繰越して今年度実施しております。防災安全課が担当として継続実施しております。③地下水利用対策事務は昭和 56 年度以来継続しているものでありまして、地下水位と地盤沈下の観測、それから庄内南部地域地下水利用対策協議会の運営でございまして、(4)自然環境保全活用対策①森林文化都市構想推進事業として 3 の事業を

行っております。アは森林学習・体感講座として年4回のおか森の時間を市民の皆様から多数ご参加いただいて行っておりまして、3回は通常編として森を歩いて森林の恵みを確かめ学ぶという事業で、最終回は特別編として上山市で開催いたしました。イの鶴岡版クアオルト事業調査・研究をつるおか森の時間の特別編でありました上山市クアオルト体験で行っております。ウのつるおか森の散歩道20選の整備・活用は、平成23年度にガイドブックを作りまして市民の皆様等に活用していただいております。平成28年度に環境課に移管されたことから、職員による現地踏査を実施しております。

②庄内自然博物館構想推進事業のア鶴岡市自然学習交流館ほとりあ及び都沢湿地の維持管理は自然学習交流館ほとりあ及び隣接する都沢湿地の維持管理として、指定管理者である大山自治会が行っております。イ自然学習及び保全活動では、ほとりあを拠点として自然学習と保全活動を実施しております。ウの組織運営として、目的を達成するために庄内自然博物館構想推進協議会の運営を行っております。

(5)生活環境保全対策事業の①環境保全推進員は、町内会、住民会の単位でそれぞれに設置しているものでございまして、推進員を対象にした研修会等も行っております。

②公害等対策のアとして各種汚染物質の測定・分析をしております。イの大気汚染緊急時対策では県との連携体制整備のことでして、県が常時監視しています光化学オキシダント、PM2.5等が一定の高濃度以上になることが予測された場合に、県から連絡をうけた市が、子供さん方あるいは高齢者の方々などに注意喚起を実施することとなっております。実際には鶴岡市内で注意喚起の事例がございませんので連絡網を整理して演習のみを行っております。ウの硝酸性窒素等削減対策に関しましては、西郷地域の砂丘地に関しまして硝酸性窒素濃度が高く基準を超える場合があるという事がございまして、これも県と連携しながら対策を行っております。市では健康課が地下水を飲用しないように地域住民への呼びかけを行っております。エの騒音・振動に係る届出書に関しましては騒音振動に係る法律あるいは現状に基づく事務でございまして、オ自動車交通騒音常時監視業務に関しましては、騒音に関する規制法に基づいて国から委任された事業となっております。カ放射性物質の環境調査に関する事務は平成23年の東日本大震災以来行っているものでございまして、県と連携しながら空間放射線量の測定を実施いたしました。安全性が次第に確認されつつあるという考え方で徐々に体制を縮小しつつあるというところがございます。

③生活環境被害苦情等対応は、典型7公害のほか市民の皆様から寄せられる苦情相談通報等に対応して適切な対応を行うという事でございます。

④カラス被害対策は鶴岡公園に飛来する調査あるいは追い払い対策、それから箱わなによる捕獲、道路清掃と言った総合的な対策を行っておるという事でございます。

⑤空き家対策事業に関しましては空家等審議会、空家等対策計画、そして適正管理対策に関しましては苦情相談等に対応した適正管理の指導を行い、必要があれば応急処置を行って危険を回避しております。

6 アメリカシロヒトリ防除対策事業に関しては、町内会等の共同防除を支援しております。

(6)環境意識啓発対策としては、市民あるいは事業所の皆様のご理解をいただきながら、環境対策を進めていきたいというものでございます。

①に環境教育推進事業をまとめております。環境つるおか推進協議会では温対法に定める地球温暖化対策地域協議会を兼ねるも

のとして設置をいたしております。活動内容につきましては主に環境フェアの開催が中心となっておりますのでございまして、環境フェアつるおかを毎年開催して今年で第 19 回目となっております。毎年来場者市民等の皆さん約 4 千人程度のご来場をいただいております。親子環境教室は年 1 回夏休みの時期に実施をしておりますのでございます。地球温暖化、地球環境あるいは再エネといった内容で学習していただいております。環境出前講座に関しましては、県などで実施している環境に関する出前講座のメニューを小中学校などに紹介しております。環境ポスターは小中学校に毎年募集しまして、環境フェアつるおかの会場で表彰と展示を行っております。鶴岡市こども環境かるた大会は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて制作した鶴岡ならではの環境かるたを使って開催しておりますものでして、平成 25 年度から始めた大会も昨年度で第 5 回となっております。②環境情報の発信では、環境広報「エコ通信」の発行を年 4 回市広報と一緒に全戸配布しております。また必要に応じてホームページ、あるいはフェイスブック等で情報提供をしております。引き続きまして平成 29 年度の主要事業をご説明いたします。昨年度と内容に重複が多いので、平成 29 年度の特徴点のみ申し上げる形にさせていただきます。7 ページに (2) の①地球温暖化対策実行計画の推進については、先ほど第二次の計画を推進しているというふうに申し上げましたけれども、現行の計画の期間が平成 29 年度であることから、平成 30 年度からの次期計画を策定するというのが第三次計画でございまして、のちほど議題としてあげておるものでございます。次に (3) 資源エネルギー対策の②市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進につきましては、国の補助事業等を活用して市有施設等に設備導入していくというものでございます。参考としてこれまでの経過が書かれております。最初の事業として平成 25 から 26 年度にかけて防犯灯 1 万 7 千灯を LED に変えるという事業を実施したところでございます。平成 25 年度から平成 27 年度にかけて震災関連事業ですが、県が基金を造成して 3 ケ年で行う環境省の新グリーンニューディール基金を積極活用いたしましたして、市内の防災拠点となる小中学校などに太陽光、蓄電池を併せて設置いたしました。平成 27 年度は補正で、基金残額を活用して防災拠点施設への避難路等に太陽光発電設備を備えた LED 照明を整備いたしました。平成 28 年度（平成 29 年度繰り越し事業）は、後継事業として繰り越し予算で同様の事業を行っているというものでございます。(4) の①森林文化都市構想推進事業の森の案内人、森のソムリエの育成・活用は、森林文化都市構想推進事業の重要なものでございます。それから平成 29 年度には、森のソムリエをリポーターとした森の魅力体験記、森レポを本市ホームページに掲載いたします。ウのつるおか森の散歩道 20 選、に関しては、選定して制作してガイドブックのコース難易度にかかなりの差がありまして、難しいコースもあれば、割と親しみやすいコースもあることから、今年度には難易度、目的に応じてガイドブックの改定を検討いたします。また、平成 28 年度にもありました鶴岡版クオルト事業に関しましては、事業実施に関する庁内の担当調整が必要となっておりますして、環境課としてどのように行うかは検討中です。11 ページ (5) 生物多様性地域戦略の策定に関しましては、生物多様性基本法第 13 条に基づいて地方公共団体が努力義務とされている戦略を策定するものでございます。後ほど本日

	<p>の議題で説明させていただきます。13 ページの空き家対策事業のウ空き家による生活環境被害防止・軽減の危険空き家解体補助金につきましては、平成 29 年度から 300 万円を新たに予算化しております。実際に危険となっている空き家の解体を所有者に働きかけていくための補助金でございます。個人型と地域団体支援型の 2 種類を、市街地と郊外地で使い分ける検討をしています。現在は候補を選定中でございます。(7)①イの環境フェアつるおかは 9 月 24 日に例年程度の入場者数において賑やかに開催いたしました。今年が目玉イベントは太平洋にあるキリバス共和国の在日名誉領事館のオノ領事をお招きした特別講演でありまして、オノ領事からは気候変動と地球温暖化の影響を受ける最前線国の代表として、地球温暖化対策の重要性をほぼ満席の来場者にお話し頂きました、その他は例年通りとなりますので省略させていただきます。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ今の (2) 平成 28 年度事業概要について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>再生可能エネルギー設備の普及促進事業補助金は、今年度も継続していますか。対象は個人、企業ですか。</p>
事務局	<p>事業は本年度も継続しております。昨年度の補助金実績 356 万円に対して予算額が 400 万となっております。対象は個人の他に、会社、事業所の場合は、事務所で使う事業活動に伴わない設備であれば該当いたします。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>その他ございまでしょうか。</p>
委員	<p>環境保全協定のバイオマス発電所の排水の水温を測りましたが、工場の排水方法を把握されていましてら教えて頂きたい。水を循環させていけば、大量の排水は無いと思いますが如何でしょうか。</p>
会長	<p>関連でしょうか。</p>
委員	<p>旧櫛引のバイオマス発電所が既に稼働しております。農協側では放水したお湯の再利用に興味をもっていました。発電所が農地に近いところに建設されればハウス等で排出されたお湯を再利用できます。冬期間の排水の利用を期待していたのですが工業団地の中に建設されました。農地での熱の再利用も考えた建設をしていただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>はい、では事務局のほうからお願いいたします。</p>

事務局	<p>発電で使用した温水をいつの時点でどのように排出しているかということに関しましては現在のところ把握をしておりません。市と協定を結んでおりますので、今後のさまざまな機会に確認してまいりたいと思います。熱の再利用に関する発送は今後ますます必要となってくると考えております。環境課が設置の段階から関わられるか分からないところもございますが、只今のご意見を念頭に情報を得ながらあたってまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>他に何かございますか？</p>
委員	<p>木質バイオマスの薪ボイラーの件ですが、補助金の手続き等はどのようになっているのでしょうか？</p>
事務局	<p>手続きにつきましてお答えいたします。市役所のホームページに所定の様式がございますので、その申請用紙で申請していただきたいと思います。また、市役所の窓口にも、補助金の申請用紙とパンフレットがございます。</p>
事務局	<p>ホームページをご覧になれない方に関しましては、市役所環境課に気軽にお越しただいただければ、手続きのご説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>要望ですが、薪ボイラーはただでさえ工事に日数がかかる。申請手続期間が短縮されと有り難い。</p>
事務局	<p>ご提言を頂きました。補助金申請の簡略化に関しては改善できるところはしてまいりたいと考えます。</p>
委員	<p>宜しくお願ひ致します。</p>
会長	<p>はい、どうぞ</p>
委員	<p>放射線物質の環境調査に関する事務に関してですが、調査は空間の放射線量のモニタリングですが、土壌表土の放射線測定については如何でしょうか。また、除草剤は人体、動物には安全だと言われていますが、河川や海への影響があると思ひます。除草剤に対する指導などは行っていますか。</p>
事務局	<p>市が放射線に関して関わっていますのは、空間放射線量だけでございます。県内の全市町村では県の定めた方針に従って空間放射線量を測定しているものでございまして、その測定結果は安心できる水準となっております。県が行っているその他の測定に関しましても、鶴岡市に関しては特に懸念されることが生じているものではないと考えております。次に、市では除草剤に関する特別な規制は行っていないところでございます。現在の法制度で使用を制限するという事は難しいと思ひ</p>

	<p>ますが、ご指摘のありましたように、森から里に下りた水が川を通じて海に流れていくという、自然界のつながりを意識した環境保全対策を行う機運は全国的にも盛り上がっているところもございますので、そういった事を念頭におきながら、今後どういった事ができるのかをご指摘をもとに考えて参りたいと思います。</p>
会長	<p>他にございますか？</p>
委員	<p>平成 29 年度主要事業の説明で、平成 25 年から 26 年度に鶴岡市 LED 防犯灯導入事業で市内の防犯灯 1 万 7 千灯を LED 化したとありますけども、これは市内の 100%が完了したのでしょうか。</p>
事務局	<p>防犯灯に関しましては、ほぼすべて完了しております。</p>
委員	<p>合併町村も含めてですか。</p>
事務局	<p>全市域で完了しております。ただ、道路照明は対象とはしておりません。</p>
委員	<p>空き家対策に関してですが、全国的に道路整備などの公共事業を進めるうえで、相続人が分からないとか複数人いることが支障になっていると聞きますが、不良空き家所有者への一斉通知を行った場合にはどのような状況でしたか。</p>
事務局	<p>通知文書は固定資産税の納額通知書に同封しておりますが、所有者不在・不明の空き家には送付出来ない状況となっております。</p>
委員	<p>不良空き家対策に予算 300 万円を計上したようですが、実際解体した事例はあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>危険空き家解体補助金として 300 万円を予算化させていただいております。現在は解体補助金要綱の策定中でございます。補助金を活用して解体していただける空き家の掘り起しを行って、危険空き家の解決に繋がりたいと考えております。</p>
会長	<p>次に平成 29 年度主要事業について質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>鶴岡八森山風力発電事業の環境アセスメントが終わった段階だと思えますが、建設地にはコシノコバイモのような貴重な植物が生えていますし、熊鷹や特定保全生物の営巣地があれば 500m以内は手をかけてはいけないという法律もあります。実際見てきましたが、環境アセスメントを行った業者が非常に優秀で、最先端の機器を使用して 24 時間レーダー監視して全部を把握しているようでした。原発以外の自然エネルギーを活用することには大賛成です。環境保全に関するご指導に関してはいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>環境アセスメントには、関係市町村として協力することとしております。これは、事業者が行う事業活動に対しては中立の立場で協力するという意味合いです。もちろん、法に基づく市町村としての協力は必要となります。県は8月7日に経済産業大臣に対して、熊鷹とかコシノコバイモと言った動植物関係に関することを含めて意見書を出しております。全般的な事項としては、環境影響評価の内容を事業計画に確実に反映させること、工事中の事故の発生が無いように留意することなどの一般的な事項。その他の意見としては、絶滅危惧種である熊鷹に関する環境予測の再評価、それからバードストライクの対策としては設置位置の変更の検討といったことが出されているようです。また植物に関しては、移植を行うべき重要な植物に関して再検討することと言った内容です。今後は県の意見を受けまして経済産業省から勧告がなされる事になろうと思います。その後は事業者が意見を受け止めたうえで、最終的に環境影響評価書を作成することとなります。</p>
会長	<p>全体を通して何かございませんか？ 無いようですので(4) 鶴岡市の大気等環境保全状況について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>鶴岡市の大気等環境保全状況についてご説明申し上げます。まず(1) ダイオキシン類測定結果については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして大気と水に含まれているダイオキシン類の濃度の測定をしております。測定結果ですが大気が環境基準1 m³あたり0.6pg-TEQに対して0.0065pg-TEQ、市民プールの地下水に関しましては環境基準1ℓあたり1.0pg-TEQに対しまして0.052pg-TEQの結果となっております、どちらも基準をクリアしております。次の(2) 酸性雪調査結果については、東北都市環境問題対策協議会の会員市による共同調査でして、毎年1月下旬から2月下旬までの4週間の期間の雪のpH値を測定しています。測定結果は平成22年頃からpH4.5前後で推移しており、全国的な傾向となっております。次に西郷地区の砂丘地地下水分析調査結果については、農業用の井戸5カ所の地下水を年2回、7月と10月に行っております。分析項目は亜硝酸性窒素、硝酸性窒素以外に塩化物イオン、溶解性鉄、過マンガン酸カリウム、溶解性マンガンについて検査しています。今年度は、4番の井戸で7月と10月、5番の井戸で7月に、環境基準を超える硝酸性窒素が検出されております。この地域の地下水汚染の主な原因としては、肥料や家畜の糞尿、生活排水ということが考えられますので、これらを削減して地下への浸透量を減らしていくのが不可欠と思われます。市としましては引き続き関係機関と連携した対策を進めていくところがございます。続きまして(4) 旧北日本朝日事業場跡地の水質調査の結果についてですが、倒産した株式会社北日本朝日事業場の敷地内に放棄された廃棄物を県が撤去しましたが、残されているものもあることから周辺的生活環境への配慮といたしまして、朝日庁舎が水質調査を実施しているものです。測定項目は事業場の土壌から流れ出て溜まった浸出水、土壌から染み出る地下水、付近を流れる小さな堰の河川水、直近の集落内の井戸水となっております。浸出水は環境基準で定められた健康項目27項目を調査しております</p>

	<p>が、掲載は主だった項目を抜き出しております。測定結果を載せていない項目も含めまして、環境基準の健康項目を超過したものはございませんでした。地下水は、ダイオキシン類の濃度について調査しております、こちらも 10あたり 0.036pg-TEQ と環境基準の 1 pg-TEQ 以下をクリアしております。河川水、井戸水の調査についても良好な結果を示しております。なお、この分析を 10 年以上実施してまいりましたが、これまで問題となるような結果は出ておりません。続きまして自動車交通騒音調査は、県が行っていた調査を権限移譲により平成 24 年度から国の法定受託事務として実施しております。騒音規制法に基づいて市内の環境基準類型型指定地域内における調査を行った結果、基準値を超過した住居は県道鶴岡羽黒線で 2 戸という結果でした。このことから本市の達成率は 99.3%となりました。私のほうからは以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>温海地域の小菅野台、旧田川炭鉱の集落で沢の水を生活用水として使っていますが、そこで水質調査は行ったことがありますか。</p>
事務局	<p>担当外のことでありまして、申し訳ありませんがこの場ではわかりかねます。</p>
委員	<p>分かりました。それからもう一点として、自動車交通騒音調査ですが、国道 7 号線を新潟方面から来て高速道路の五十川 I C に行く車が、県道菅野代堅海苔沢線を通りますが道幅が狭い道路を大型トラックが夜間走ることによって家が揺れるとか、やかましくて寝むれないと言われております。騒音調査を実践してもらえれば有難いです。</p>
事務局	<p>実施している調査に関しましては国の受託事務でありまして、あらかじめ国の定めた方式で調査を行っておるものです。ただいまお話のあったことに関しましては担当部局に情報を伝えたいと思います。</p>
会長	<p>その他にございますでしょうか。</p>
委員	<p>自動車交通騒音調査で基準値を超えた住居が 2 カ所という事でしたが、超えた場合は何か対策をとるように言われたのでしょうか。行政指導などを行うのでしょうか。結果は達成値とありましたが 100%にしないといけないのでしょうか。</p>
事務局	<p>この調査事業は国の法定受託事務として行っているものでございます。国が調査結果を今後の道路政策の立案等に使うものですので、市がこの結果をもとに何か対策を行うというものではありません。容認しがたい程の騒音が発生しているのであれば何らかの対処が必要と思いますが、この段階では国に報告することに止まるというものです。</p>

委員	北日本朝日事業所は何かを製造していたのでしょうか。
事務局	この事業所は産廃処分業者でしたが、敷地内に産業廃棄物を不法投棄したことが発覚して倒産という事態になったようです。
委員	これは、いつまで続けるのですか。やり続けるとなると市の財政負担があるのじゃないかと思うのですが。土壌汚染対策法の微妙な絡みもあると思うのですが、県ではなくて自治体がやらないといけないのでしょうか。国とか県とか大きい所でなくて、市が負担してずっと続けるものでしょうか。
事務局	県も倒産後から検査をしておりますが、10年以上異常値が出ない事から、県は平成24年で検査を終了しております。ただ市では、地域住民の不安を考えて自主的に水質検査をこれまで実施しております。先生の言うとおりにいつまでやるのかという方針は現在のところ出ておしませんが、今後の検討課題だと思っております。また調査結果は毎年住民に説明しておりますことから、今後に関しましては住民の皆さんの理解を得ながら検討を進めてまいります。
事務局	県が辞めたという事につきましては、県が客観的な観点から適切な判断をされて辞めたという事であります。市町村としましては、県より一層住民に近いという立場でございますので、より住民の不安を解消する方向で対策を行わねばならないという場面が生じるわけでございまして、その一例がこれだと思っております。辞めるにあたっては住民の皆さんの理解を得てからということになりますので、今のところは、具体的などころの検討はしていない状態です。
会長	その他ございますか。
委員	PM2.5ですが、以前ずっと夜空を分析してきた時から比べると、近年は非常に空にかすみがかかっている状況が頻発しているのではないかと思います。県の測定データが出ておりますがPM2.5に関して敏感になってほしいと思います。鶴岡はPM2.5の影響を受けやすいところだと思います。予算もかかるわけですが検討していただきたいと思います。
事務局	PM2.5の濃度が高まる主な原因は海外からくるものだと思いますので、国内での削減対策はなかなか出来かねることから、対策の中心は監視して警戒するという事になっております。県では常時監視を行った測定値をホームページで公表しています。鶴岡市にも測定局が置かれておまして一時間ごとの数値も見られるようになっておりますので、ご提言の内容につきまして考えてまいりたいと思います。
委員	環境課で対応する生活環境に係る苦情ではないと思いますが、新文化会館の苦情に太陽の照り返しや風が強くなったとの報道を拝見しましたが、鶴岡市での対策はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

事務局	<p>只今ご質問の苦情に関しては文化会館の担当が対応しているところでありますが、ただ一つ環境課が担当部署からの協力要請で行っておりますのは、文化会館の屋上にカラスが集まりだしたことから、文化会館の上にテグス張りましてカラスの追い払いを行っております。</p>
会長	<p>その他ございますでしょうか。無いようですので (5) 鶴岡市生物多様性地域戦略(案) について、に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>鶴岡市生物多様性地域戦略の概要について説明させていただきます。はじめに生物多様性の概念について簡単に説明させていただきます。生物多様性とは色々な生き物が互いにつながりを持ち、自然環境に適応しながら生きていることを指す言葉です。生物多様性は種類だけでなく生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性と言った様々なレベルにおいて生物の多様さを表す概念です。また、生態系とか生物多様性がもたらす自然の恵み、いわゆる恩恵を生態系サービスという言葉で説明しております。生物多様性とか自然環境を守るというのは、人間が自然から受ける恵みそのものを守る事と言いかえることが出来るかと思えます。例えば食料や水、資源などを受ける供給サービス、虫が花粉を野菜に媒介してくれるような調整サービス、そして重要な生き物、数が多い生き物の生育環境を守ってくれる生息地サービス、そして自然景観やレクリエーションまた、観光の場としての自然を供給してくれる文化的サービスといった4つの概念に分けることが出来ると考えられています。また、生物多様性保全の国際的な流れが国同士、国家間ひいては本国においても進んでおりまして、国では生物多様性基本法が平成20年に施行されて生物多様性国家戦略が進められております。2012年の愛知目標にも繋がっておりまして、そういった国家戦略や生物多様性基本法の中では、地方公共団体は生物多様性の地域戦略を努力義務として策定することとされております。平成26年の3月には山形県でも生物多様性戦略が施行されまして、県では生物多様性の現状と課題を整理して保全すること、また多様性がもたらす恵みを将来に渡って享受出来るように、持続可能な活用を図るとしてしております。鶴岡市でもこういった流れをうけまして、生物多様性基本法に基づき地域戦略を策定することを考えております。これは具体的な生物の種類とか、ここが重要だから守るとか、具体的な保全地域を定めるようなものではありませんが、市が実施する食文化、観光、生活環境保全など様々な施策を生物多様性という切り口で横断的にまとめて、それぞれの事業の中で生物多様性の保全を意識して実施していきたいという考えであります。また、市民や事業者の方々にも広く生物多様性を理解していただき、保全や活用の取り組みを進める意識作りに繋げることも目的の一つと考えております。鶴岡市では総合計画において森林文化都市構想を掲げておりますので、市で掲げている環境や森林、生態系に関わる様々なものを広角的にとらえまして生物多様性地域戦略というものを策定して進めたいと考えております。まだ素案の段階で非常にざっくりしたものではございますが内容を説明させていただきます。第一章は生物多様性地域戦略策定の背景について、第二章は生物多様性という概念について、そして第三章は鶴岡市の地域的な</p>

	<p>こととし、自然や生物多様性の状況、地形や気候、動植物、そして地域の成り立ち、歴史文化の背景などについて触れております。その上で、現在の鶴岡市における生物多様性の現状と課題を、庄内自然博物館構想や様々な生物多様性や環境に関する取組から明らかになってきたことを抽出しております。第四章、第五章では市の施策を生物多様性という切り口で、もう一度取りまとめて整理を行っております。多岐にわたる市の事業のなかで特に生物多様性の保全に関するもの、また直接それを目的とはしないけれども関わりが大きいものを重点施策、関連施策として再度取りまとめて整理いたしました。この素案は、環境課を事務局として子育て推進課、農山漁村振興課、地域振興課、スポーツ課、観光物産課、食文化創造都市推進課、政策企画課、地域庁舎などの関係各課に広くご協力いただいて作成いたしました。今後は有識者の方、県等の関係機関の方々にもお話しを伺い、パブリックコメントも実施したいと思います。また、2月の環境審議会でも報告させて頂きたいと考えております。本日の環境審議会では大筋の部分をご紹介させていただきましたが、この素案に対してご意見やご提言等がありましたら、来月の13日までお寄せいただければ、今後の作成に反映させることができると思いますので宜しく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ</p>
委員	<p>生物多様性は非常に重要な活動だと思いますが、自然保護活動と生物多様性地域戦略との違いはどの辺りでしょうか。</p>
事務局	<p>一般の自然保護活動ですと、活動対象がある種類とか地域という具体的なものとなってくると思います。対して生物多様性地域戦略は、国が生物多様性の国家戦略を取り決めた上で、県や市町村はそれぞれの目標を地域ごとで考えて進めるというものでありまして、自然保護活動は個々の具体的対象に対して行うものと考えます。</p>
事務局	<p>生物多様性生態系がもたらす恩恵を生態系サービスと呼びまして、この考え方の中には、生物多様性あるいは生態系は人類にとって役に立つものだという考え方が入っています。人類にとって役に立つものをうまく持続的に賢く利用するということが人類にとっても恩恵がある、そのためには、当然自然環境、自然保護もしていかなければならないというような動機づけを人にかたりかける内容が含まれていると思います。そこは単なる自然保護とは若干大きさが違うと思います。</p>
委員	<p>生態系保護でかつ鶴岡市の色んな歴史とか食文化とか森林都市構想、それらと関連しているところが地域性という感じであると理解しました。生態系といったほうが市民にはわかりやすいのかなと思います。生態系サービスという説明で生物多様性は重要だと思いますが、人によって捉え方も違うでしょうから、戦略となると市民の同意も必要なので、啓蒙活動が重要ななと思いました。</p>

会長	他にございますでしょうか。
委員	生物多様性に関係するかわかりませんが、猿に農作物を全部食べられたり、とうもろこしをハクビシンから食べられるという話を聞きます。鳥獣による農作物被害の実態とか調査のデータはありますか。またそれらの対策とかが戦略に含まれるのかどうかお聞きしたいです。
事務局	皆にとって役に立つ生態系、生物、生き物という考え方からしますと、当然人間にとっての利益も含まれてくると思います。人間と生き物の利害が相反する場合には調整しなければならないと思います。人と自然の共生という事は大前提として生物多様性戦略の中には入ってくると思っております。農林水産業のところに、鳥獣被害防止対策というものがございます。農林業における鳥獣被害を防ぐために担当課の農政課が調査データをとっておりますし、皆が共生するためには、当然のように自然との調整は想定しておるとございます。
委員	ハクビシン、アライグマなどの外来生物やイノシシ、日本鹿が目撃されたり捕獲されたりしている地域がありますので、今後懸念される被害に関しても検討していただければと思います。
事務局	ハクビシン、アライグマといった哺乳類の他にも、イノシシ、日本鹿の侵入といった課題も戦略に入っております。羽黒地域ではイノシシによる農業被害が確認されていると聞いておりますので、共生という良い関係、距離感などを含めた対策を盛り込むことを考えております。
委員	生物多様性地域戦略を作るということが大変ありがたく思っております。一番大事なのは、人と自然との共生だと思えます。そのためにはデータが大切だと思っております。今まで狸とか猿の仕業だと思われていたものが、ハクビシンの仕業だということもありますので、保護とか保全の前にきちんとデータを把握する努力を行っていただきたいと思えます。県の多くの資料も活用しながら進めていってもらえればと思います。宜しくお願いします。
委員	イノシシ、サル、タヌキなどの被害の話が出ていますが、今一番困っているのが、イノシシです。大網地域の田んぼの稲がイノシシの子供の侵入で倒されて、コンバインで刈れるか分からないほどの被害が出ています。対策として電気柵を設置したが効果が薄いような状況です。ワナ捕獲である程度防げるとのことなの被害が拡大する前に、市や農協などで対策をとるようお願いしたいと思えます。
会長	(6) 第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画(案)について、に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>今年度中の策定に向けて作業を進めております第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画の概要を説明させていただきます。初めに策定に関する趣旨につきまして説明いたします。鶴岡市はこれまで、平成20年に策定された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画を5か年計画で過去に2回、第1次及び第2次計画として策定しまして、本市の施設における事務事業から排出される温室効果ガスの排出量削減を推進してきました。現行の計画でございます第2次計画が今年度の平成29年度で計画期間を終了することに合わせまして、現行計画の改定版として、第3次計画の策定を行うこととなっております。また、今般の国や県の動向を踏まえ、現在の計画でございます市の施設のみを対象とした計画に加え、新たに市内の事業所や個人から排出される温室効果ガスの削減と、気候変動における地球温暖化の適応策について盛り込んだ内容として、計画の策定を検討しているところでございます。なお、事務事業編につきましては、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられているところでございまして、今回新たに盛り込む区域施策編につきましては、都道府県及び政令指定都市、中核市に策定が義務付けられておりますが、鶴岡市を含むその他の市町村については、策定は努力義務ということになっております。ちなみに県内では、山形市のほか、寒河江市や村山市、庄内町などがすでに策定済となっております。また、気候変動の影響への適応のための対策・施策については、温暖化計画に盛り込むことが可能となっており、昨年度に中間見直しを実施した山形県の計画では、これが盛り込まれているところでございます。次に、現在検討しております計画の構成でございます。本計画は、対象とする範囲別に区域施策編と事務事業編に区分け、各編に共通する部分は1つの章に取りまとめ、1章から4章までの4つに区分けした構成で考えております。なお、気候変動における地球温暖化の適応策については、鶴岡市域全体にわたる内容でございますので、区域施策編の章の中に含めております。次に、各章の記載内容について説明させていただきます。第1章では、計画策定の背景として、地球温暖化の影響による環境の変化や、その内容を受けての国や県の動向について記載し、本市において計画期間や対象範囲など、どのような計画とするかを示す内容と考えております。なお、本計画の位置付けとしましては、国や山形県及び本市の各種関連計画との整合・連携を図り、取組みを進めてまいりたいと考えております。次に第2章としまして、区域施策編についての計画を記載する予定となっております。国や県の計画を参考に、本市における温室効果ガス排出量の削減目標とする年度や数値を設定し、また、市民及び市内事業者より、現在の温室効果ガス排出の実態や地球温暖化防止対策の取組みを把握する目的で、アンケートを実施し、その結果及び地域特性を踏まえ計画を策定し、より実効性のある取り組みとなるよう、市民・事業者・行政が一体となり進めていく内容でございます。次に、第3章としましては、事務事業編の計画を記載する予定となっております。国や県の計画を参考にし、温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策への取組を率先して実施するとともに、取り組みを通じて市民や市内事業者への普及啓発を図っていくように想定しているものでございます。次に、計画の推進体制について説明いたします。事務事業編につきましては、現行の第2次計画から体制を変えず、事務局を環境課として組織を立ち上げて、計</p>
-----	---

	<p>画の見直しや成果の評価を行い、また、各施設を管理している担当課にて、取り組みの推進や進捗状況報告を行う体制といたします。次に、新たに計画策定を行う区域施策編につきましては、国や県と連携しながら、市民、市内事業者、行政に地球温暖化対策の情報提供や普及啓発を実施していき、温暖化防止の取り組み参加を協力いただくような体制となっております。また、進捗状況の報告及び取り組みについての意見をいただく場としては、環境審議会を想定しておるところでございます。最後に、今後の策定スケジュールでございます。本計画は今年度中の策定として、短期間での策定スケジュールとなりますが、来月を目途にして、区域施策編を検討するにあたり、市内事業者及び市民向けに現在の温室効果ガス排出の実態や地球温暖化防止対策の取り組みを把握する目的で、アンケートを実施する予定でございます。その後、事務局にて計画策定を進め、年明けの1月にパブリックコメントを実施できるよう準備を進めてまいります。さらに、環境審議会にて計画の承認をいただいた後、今年度中の計画策定というスケジュールで考えております。本計画におけるご意見につきましては、本審議会終了後でも構いませんので、意見等をいただければと考えております。メールやFAXなど、提出方法や意見様式は問いませんので、約2週間後の10月13日（金）を期限とさせていただき、意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>市内の事業所や市民に対するアンケートを行うという事ですが、どのようなアンケートの内容なのか、分かる範囲でご紹介いただければと思います。</p>
事務局	<p>アンケートにつきましては、現在で作業中でございますが、まだ内容が完成されてはおりません。アンケート内容につきましては、出来るだけ簡単に答えられるように考えておまして、簡素化できるものはいたしますが、計画策定に必要な内容でございますので、そうでないところもあろうかと思っておりますので、その点はご了承をいただきたいと考えております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>区域施策編というのは鶴岡市全体のという意味ですか。</p>
事務局	<p>区域施策編は、鶴岡市全体でございます。事務事業編として鶴岡市の市有施設を現在まで行ってきたわけですが、今後は区域施策編として市内の事業所、市民を含めた市域全体を対象とした計画となります。</p>
委員	<p>県では省エネと創エネと言っていますが、計画では省エネと創エネということが基本となりますか。</p>

事務局	本日は概要を説明させていただきました。具体的な内容は今後検討してまいるところですが、例えば再生可能エネルギーの推進等の分野については計画に入ります。
委員	はい、ありがとうございました。
会長	その他にございますでしょうか。
委員	こういう地球温暖化、温室効果ガスの削減となると必ず数値が出てくると思うのですが、市有施設の状況は第二次計画で目標達成見込みとなっているようですが、第三次はさらにハードルをあげたりするのですか。それとも違うエリアやまだ設定してないところを重点的に行うのでしょうか。
事務局	第三次計画の目標値については国や県の数値を参考とし、またどのような目標数値が適当なのかも検討しながら定めてまいりたいと考えます。
委員	こういう事業をやると雑巾の水をしぼって、乾いた雑巾からさらに絞るような事を言ったりするので、どちらかと言うと、ただ下げるのではなくて、やってないところをやるのがいいのではないのでしょうか。民間のほうをやるのがいいとも思いますが、あまりやると経済のほうを締め付けてくるし、住民も息苦しくなることも考えなければならぬとも思いました。あまりやりすぎると第四次、第五次が大変だろうと将来の事を考えて思いました。
事務局	そういった話もあることを踏まえて計画を進めて行きたいと思います。
委員	一般廃棄物の焼却を除くと書いてありますが、一般廃棄物を燃やすことによってCO2が排出されます。第三次にはそれを加えるのかどうか、また発電をどう評価するのも検討していただければと思います。
事務局	昨年度3月に環境省の実行計画策定のマニュアルを参考にし、只今いただきました意見を含めまして今後検討してまいります。
会長	その他ございませんか。無いようですので(7)その他に入ります。
委員	参考資料として鶴岡市の小中学校における環境教育の実践についてお配りしました。環境教育、自然学習を鶴岡市内すべての学校で取り組んでいることをご承知おき下さい。
委員	自動車騒音を市内の環境基準類型指定地域内を測定していますが、この類型指定地域が市町村合併する前の鶴岡市のみではないかと思えます。高速道路の五十川インターは温海町だと思えますので、市町村合併で広がった地域を含めた類型指定地

	域の見直しを検討してもらえればと思います。
会長	事務局お願いします。
事務局	県から市に移管ということもありまして、こちらの方で十分なじんでない部分もあります。提案の内容を検討させていただきたいと思います。
会長	事務局から何かありますか？
事務局	第三次実行計画と生物多様性地域戦略に関するご意見がございましたら、10月13日まで事務局に頂きますよう宜しくお願いします。
会長	ありがとうございます。それでは、議事を終了いたします。
事務局	「4.その他」でございますが委員の皆様から何かございますか。それでは次回の審議会を2月20日火曜日の14時から本所の6階大会議室で開催をしようと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。これをもちまして「平成29年度第1回鶴岡市環境審議会」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。